

第3号様式

令和5年度 第2回 船橋市運動・文化部活動の地域連携及び移行に関する協議会会議録

(令和6年3月13日作成)

1 開催日時

令和6年3月4日(月)午後3時より

2 開催場所

船橋市役所 7階 教育委員室

3 出席者

- (1) 委員 村田委員長、日高副委員長、牟田副委員長、三澤副委員長
山崎委員、磯野委員、高橋委員、田島委員、石山委員、高委員
阿部委員、野木委員、茂木委員、吉田委員
- (2) 千葉県部活動の地域移行コーディネーター 向笠様
- (3) 事務局 藤澤、米田

4 欠席者

なし

5 議題

船橋市運動・文化部活動の地域連携及び移行に関すること 公開

6 傍聴者数

0人

7 決定事項

委員からの意見を聞き、決定事項はありません。

8 議事

(1)人材の待遇について

(事務局 藤澤)

- ・資料1をご覧ください。前回の協議会を受け、事務局では「環境整備」の観点から、「人材の待遇」について話し合いを行いました。
- ・令和3年度に当時、部活動に関わっている教員へ意識調査を行ったところ、土日も含め「部活動に関わりたい」「環境が整えば関わりたい」と答えた方は2つ合わせて約50%でした。また、「負担と感じていない」「負担ではあるがやりがいを感じる」と答えた方は2つ合わせて約50%でした。このことから部活動に関わりたいと思っている教員へのサポートとして、外部指導者の条件の見直しを図ろうと思います。
- ・資料1の4の①をご覧ください。外部指導者要綱の一部になります。
- ・「資格」の欄では、現在さまざまな競技でライセンスの取得が行われておりますので、「望ましい」ととどまりますが、指導力の向上を図る環境を整備していきたいと思っております。

- ・次に「指導」の欄では、外部指導者単独での指導が行えないのは、教員へのサポートが薄い状況です。①②③の条件と自校で練習時のみ単独で指導ができることを追加することで、教員へのサポートだけではなく、外部指導者のやりがい・責任感の向上にもつながると思います。
- ・資料1の4の②をご覧ください。外部指導者・指導員の人数になります。外部指導者については、令和6年度もそのままですが、指導員については、令和6年度は30名に増員し、多くの部活動に対応できるように環境を整備していきたいと思えます。
- ・資料1の6（裏面）をご覧ください。教員・外部指導者・指導員の指導パターンの例になります。1回の指導に多くの指導者がいることは児童生徒にとってよいことだとは思いますが、それぞれの条件を生かした指導パターンを示すことで、少しでも人材の確保につながればと思います。
- ・資料1については、今後、各学校に配付を予定しております。

(2)補助金について

(事務局 藤澤)

- ・資料2をご覧ください。今年度の総体の結果から見えてきた問題点についてご説明します。
- ・今年度、総体へ出場した状況として、今まで通り、多くの競技が「学校部活動」として出場しましたが、3競技については「学校部活動」と「地域クラブ」の混合となりました。これは今後、増えていく傾向にあると考えます。このような中で「学校部活動」と「地域クラブ」がどう連携・共存していくのかを考える必要があると思えます。
- ・中段、「懸念事項」には、総体を通して考えられる事項を記載しています。「1. 大会運営」では、競技団体の協力が不可欠であり、柔道では「学校部活動」と「地域クラブ」が連携して運営にあたっていると聞いています。今後、参考になる連携運営になるのではないかと思います。「2. チーム」では、練習は地域クラブで、大会は学校部活動として出場する場合の引率については、教育委員会としてできることを研究していく必要があります。「3. 登録」では、記載の通り、生徒の意思を尊重することが望ましいと考え、やむを得ないと思えます。
- ・「4. 補助金」について、今回ご意見をいただければと思います。これまで船橋市立中学校在籍を対象としてきて、活動も市内の学校部活動もしくは合同学校部活動でした。しかし、活動が「市内の地域クラブ」や「他市の地域クラブ」へと多様になってきました。今まで通り「中学校在籍」とするのか「活動する所属団体」にするのかという問題点がでてきました。

- ・本日、提案させていただく内容は、今まで通り「中学校在籍」を対象とするものです。理由としては、これまで船橋市として、「スポーツ健康宣言都市」を掲げ、「みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり、こどもを健やかに育てよう」と取り組んできました。また、「第二次 船橋市生涯スポーツ推進計画」の基本施策1の2に子供のスポーツ機会の充実と体力向上が組み込まれています。それらに合わせるように、船橋市独自の外部指導者派遣も行い、船橋市として部活動をサポートしてきた経緯があります。「学校部活動」「合同学校部活動」「地域クラブ」それぞれで活動していたとしても、船橋市立中学校在籍には変わりはなく、引き続きサポートしていくべきであり、これは地域との連携・共存の一助でもあると考えます。

(3)部活動の現状について

(事務局 藤澤)

- ・最後に、部活動の現状を説明します。資料3をご覧ください。
- ・中学校では起きておりませんが、小学校も中学校と同様に市を挙げて「部活動」に取り組んできた経緯があり、小学校では、ある競技において資料下段のように、「学校部活動」と「休日の地域クラブ活動」(社会体育)での活動体制が起きております。
- ・外部指導者派遣という視点から見ると、「学校部活動」として活動している場合に派遣ができますので、青卒の土日については対象外となり、派遣することができません。指導する立場の方から見ると、同じ方が指導に携わっていただいているのに、曜日により制度の違いが生じております。また、「地域クラブ」団体の活動スタイルから見ると、「学校部活動」と「地域クラブ」の混合、「学校部活動」の活動確保として設置した「休日のみの地域クラブ」、もともと地域の子供たちを対象に活動している「地域クラブ」、曜日に関係なく活動をしている「地域クラブ」、「学校部活動」のなごりといいますか、「濃いクラブ」もあれば「薄いクラブ」もあります。
- ・このように黄色い枠には、様々な活動スタイルが存在します。社会教育団体という視点から見ると、他の団体との公平性を保ちながら活動しなければならず、そのような状況で、「学校部活動の地域連携」をどのように強化、環境整備していくのかを、今後、考える必要もあるかと思えます。

(4)質疑・応答

(三澤副委員長)

- ・補助金について、どのように取り扱われているのでしょうか。

(事務局 藤澤)

- ・「船橋市立の学校に在籍している児童生徒」が対象になっております。資料2にあ

りますように、今回、3競技につきましてはクラブも一緒に大会に出場していますが、船橋市立の学校に在籍していますし、今までの経緯もありますので、皆様からご意見をいただきたいと思います。

(日高副委員長)

- ・補助金がクラブの子たちへどのような流れで渡されるのかという質問ではないでしょうか。

(三澤副委員長)

- ・校長先生に渡った補助金が、その後どうなるのでしょうか。

(事務局 藤澤)

- ・はっきりとは言えませんが、クラブの方で出場した子に対して、家庭に渡ると考えます。

(三澤副委員長)

- ・市からの補助金が、校長先生からご家庭に渡るということですか。

(事務局 藤澤)

- ・その通りです。

(吉田委員)

- ・補足しますと、集団競技については、サッカーだったら15人分。それに対して応援の子とかも行くと30人という場合もあります。補助金は学校長の通帳に入り、顧問に行き、その顧問から頭割りするか、もしくは保護者会で確認をして活動として活動費にする場合もあります。おそらく個人でエントリーしますので、個人の活動費として交通費が個人に払われると思います。

(村田委員長)

- ・説明が全然足りない。例えば、資料2の2についても、第五条で補助対象経費の別表に掲げる額と言いながら、まず別表がない。今、三澤副委員長が質問をしたように、例えば柔道を個人で出場して県大会以上に行った場合と、柔道道場が団体戦で出場して上の大会に行った場合、そこに船橋の在校生が3人いたパターンとおそらく全然違うのではないですか。地域クラブが、船橋の子供たちで組織されているか、されていないかで全部変わってくる。そこに登録選手全員払われるという話をされてしまうと、他市の子供たちと混在のチームの場合、今の取り扱いだとどうするのか。
- ・大きな意味で、この要綱では児童生徒が在籍する。つまり小・中学校に在籍する児童生徒は対象にしようとなっているが、おそらく運用に関しては、まだまだ詰めていく必要があり、その問題点が全然明らかになっていない。
- ・結局、今まで学校代表で出場した時には補助金がもらえたのに、地域移行でクラブの代表になった途端にももらえないのはおかしいというのなら、その代表のなり方が

個人の場合であったり、団体の場合であったりと、いろいろあるので学校で出場した場合と地域クラブで出場した場合で、問題点を整理した説明をしないといけない。この状態で理解をするのは、パターンも示されてなくて無理ではないか。

(三澤副委員長)

- ・競技によってはクラブも部活動もないため、民間のスポーツクラブから総体に出場する競技もあると思うのですが、そういう人たちは、要綱上、関係がないことから、例えば〇〇中の生徒さんが民間のクラブから全中に出場したとしても、この対象にはならないままということでしょうか。

(事務局 藤澤)

- ・そこを船橋市として、どのようにサポートしていけばいいのかというところが、スポーツ健康宣言都市も掲げており、昔から子供たちのためにサポートをしてきましたし、今まででしたら学校部活動という枠だけで収まっていたものが、今はちょっと違うものになってきているので、今後どのようにしていけばいいのかを皆さんからご意見いただきたいと思っております。

(磯野中学校長会会長)

- ・民間の子は学校から補助金が払われている。水泳とかは払われている。〇〇中の子だったら〇〇中水泳部として登録しているわけだから補助金は払われています。〇〇中の代表として出場しています。

(村田委員長)

- ・今回の問題は、〇〇中という名前を掲げず、クラブとして出場した場合という議論になる。

(山崎スポーツ協会会長)

- ・補助金の問題ですので、体操競技、バレーボール、柔道で、全部団体の競技だと思うのですが、その中で、この補助金で市内地域クラブと他市の地域クラブに該当するのはどの競技ですか。それも補助金の対象にしたいということですか。

(事務局 藤澤)

- ・パターンとしまして、市内の生徒が他市の地域クラブに所属して出場するというパターンも、今後は出てくるのではないかと思います、資料に記載してあります。

(山崎スポーツ協会会長)

- ・この間、スポーツフェスタを見させていただいて、バレーボールは地域クラブみたいな子供たちが参加していました。学校だけではなくて、そういう子供たちも含めて総体に出場していると理解していいですか。そういう子供たちが補助金の対象にしたいということですか。

(事務局 藤澤)

- ・どこで線を引くかということになっていくのかと思います。子供たちも結局は、

船橋市内に在籍している子供たちで、地域クラブに入っているということですから、出場は他市の地域クラブで出場はしていても、船橋市の学校に在籍していることに変わりはありません。

(日高副委員長)

- ・今年、そういうケースはありましたか。

(事務局 藤澤)

- ・ありません。

(日高副委員長)

- ・今はこの3競技が地域クラブで出場し、市内の地域クラブで出場する子供たちへの補助金をどうするのか。それとともに今後、市内の生徒が他市のクラブに入った時に同じように扱うのかということになるのではないか。

(高橋小中体育連盟会長)

- ・中学校の部活動だけで考えた場合、関東中学校体育連盟主催、千葉県小中体育連盟が主催する大会に関しての補助金の話で、春とか秋の協会主催の時の話ではないです。また、市の交通費の補助金はなくなり、県大会より上の大会に対しての補助金の話だからそんなに数は多くはなく、本当に限られた人数です。
- ・そこに、地域スポーツクラブで、例えば他市に船橋の選手も参加します。もう一つは船橋に母体のあるチームに他市の選手も参加します。そこに参加するその個々の船橋の生徒に対して、補助金をどうするのかということになって、小学校の方と別に考えないと混同してしまう。中学校の部活動に関して考えていかないとややこしくなってしまう。

(礒野中学校長会会長)

- ・今回、柔道の道場で出場して、県大会に出場したが、補助金の対象になっていますか。

(吉田委員)

- ・対象になります。

(礒野中学校長会会長)

- ・道場から申請を提出するのですか。

(吉田委員)

- ・学校から申請を提出します。

(村田委員長)

- ・払われているのですか。払われていないから問題になっているのではないか。

(吉田委員)

- ・今後もこのように行いたいということです。

(礒野中学校長会会長)

・学校から申請されているということですか。

(三澤副委員長)

・それは〇〇中の柔道部という名前で出場しているのですか。

(吉田委員)

・〇〇中の生徒として出場して、在籍しています。

(三澤副委員長)

・だとしたら、〇〇中の水泳部という名前で出場している話とは違って、例えば〇〇スイミングクラブとして出場したとしても、その中学校の生徒だったら補助金が払われているということですか。

(吉田委員)

・この要綱が、「生徒が在籍している」となっているためです。

(三澤副委員長)

・これは、これから改正する案ではなくて、すでにこれを運用しているということですか。

(吉田委員)

・この要綱で運用してきました。

(三澤副委員長)

・民間のスポーツクラブから出場する人も、学校長が申請すれば、学校代表として出場しなくても補助金が払われているということですか。

(吉田委員)

・今年は払われています。

(村田委員長)

・払われていないから、これを議論しているのかと思ったけど、今年は払われているのですね。

(吉田委員)

・払われています。そこを明確にしようということで、今回、今後もこのように行いたいということでご意見をいただければと思っております。

(事務局 藤澤)

・子供たちの活動場所が変わってきているので、それに対応していかなければならないと思います。

(村田委員長)

・要綱どおりにするということですか。

(事務局 藤澤)

・はい。

(村田委員長)

- ・先ほどの柔道部が、例えば〇〇中と〇〇中の合同チームで、子供たちがそれぞれの中学校にいたら、それぞれの校長先生から申請をするということですか。

(事務局 藤澤)

- ・はい。
- ・例えば、子供が〇〇クラブに所属して、所属で線を引いてしまうと補助金の対象外になってしまいます。在籍は市内の中学校ですが、活動場所が〇〇クラブで、〇〇クラブから出場した場合が該当になります。

(三澤副委員長)

- ・在籍というのは、その学校の生徒であるということであって、吉田委員が説明してくれたように、どこかの道場で出場したとしても、その中学校の生徒であれば補助金の対象となるということで、在籍をやめるということはその生徒が中学校をやめるということですか。

(事務局 藤澤)

- ・要綱の中で線を引くところが、在籍ではなくて所属団体にしてしまうと対象外になってしまいます。子供は中学校在籍になります。

(三澤副委員長)

- ・今、補助金を払っている子供たちに、払わなくしようという議論をしているのですか。

(事務局 藤澤)

- ・所属団体に線を引いてしまいますと、今まで払っていたのが払われなくなるため、所属はクラブであっても、今まで通り中学校在籍であるならば、出場はどこであろうと補助金の対象にするということを提案します。

(吉田委員)

- ・昨年度と同じ要綱ですが、今年度の大会から急遽変わったところが出てきて、地域クラブに対してどうすればよいか論議ができないまま大会がスタートしましたので、今年度は同じように在籍している生徒を対象にしたので、今後地域クラブが出場したとしても、今まで通り運用していきたいということですか。

(礒野中学校長会会長)

- ・地域クラブが市外にあってもいいのですか。実際に他市のチームに入って県大会に出場した子もいます。出場しているという認識はあっても、そこに補助金が払われるという認識がありませんでした。今の説明からすると、補助金を払うべきだったとなる。

(村田委員長)

- ・要綱上はそうなります。

(礒野中学校長会会長)

・そういう内容の文書でしたか。

(高橋小中体育連盟会長)

・最初に学校の部活動で参加するか、地域クラブで参加するかという同意をとって、地域クラブで参加し、それが他市に母体があり、そこで参加したとなった場合、追跡調査が必要になる。その後、県大会に出場ということになった場合、補助金を払うというのがこの要綱の筋になる。

(村田委員長)

・この議論は、どこから出場しても、その子たちに対して補助金をあげましょうという発想なら、大会に地域のクラブが出場できるようになったわけですから、船橋市以外でも関係がない。今は競技によってと変わってきて、そこも一緒にやっていきましょうという発想であれば、船橋市に限定する必要は全くない。ただ、どこまで追えるかという議論は別となる。

(吉田委員)

・説明が不十分でありましたが、中学校長会会長からもありましたように、こういう場合は今まで思わなかったというケースもあるかと思いますが、基本的には、委員長からもありましたように、在籍している子に出していくことを今後も継続してよいか確認したいということです。

(磯野中学校長会会長)

・周知の仕方をどうするのか。

(吉田委員)

・様々なケースがあるかと思いますが、ケースごとに確認をしていかなければならないと思います。市外のチームで出場するケースを私たちは考えていなかったところだと思っています。

(村田委員長)

・競技によって、どのようなレアケースがあるのかを教えてください。
・団体というのをどう取り扱うのかが、全く議論されていないのですが。例えば、〇〇道場が〇〇中と〇〇中で構成されて団体戦に出場して、5人以外にもリザーブで2人出場するという時に、個人だったら5人しか申請できないですけど、団体だったら7人分申請ができて、もしここに市川の子も入ってきたらまた違ってきます。そういう議論をしなければいけない。

(吉田委員)

・ケースが多いので、整理していきます。

(三澤副委員長)

・もともとは学校部活動に対する補助金だったけれど、こうなってくると学校に在籍している生徒の活動に対する補助金みたいになり、部活動であるか否かはあまり関

係ないという共通のコンセプトに変わるようなところがあります。

(村田委員長)

- ・そうすると、団体に対して払うのはどうするのかという議論になる。個人は払ってもいいけど、団体はとなった時に、学校部活動と地域クラブの条件が違っているので考えなければならない。

(吉田委員)

- ・ありがとうございます。事務局で集約をして考えをまとめていきたいと思います。その他の資料のところ何か質問はありますか。

(礒野中学校長会会長)

- ・資料Ⅰの外部指導者の指導のところで、いくつかの条件に「平日は自校で練習時のみ単独で指導ができ、休日は保護者と合同実施で自校で練習時のみ単独できる」とあるが、外部指導者だけで練習をしてよいという考え方に変わるということですか。

(吉田委員)

- ・このように変えようと思っているところで、ご意見をいただきたいです。

(礒野中学校長会会長)

- ・指導員は可能だが、外部指導者もその方向で、ただ練習試合の引率とか大会の引率はできないで、あくまでも学校の練習においてということですか。

(吉田委員)

- ・平日、学校で練習しているときは、管理職も他の先生方もいますので大丈夫かと思いますが、休日の場合は保護者もという形で考えています。

(礒野中学校長会会長)

- ・それは保護者がその場にはいないといけないということですか。

(吉田委員)

- ・どなたか代表の方がいていただければと思います。

(高橋小中体育連盟会長)

- ・この意味は、保護者の同意のもとということですか。

(事務局 藤澤)

- ・保護者と一緒という意味です。

(礒野中学校長会会長)

- ・ここは大きな違いだと思います。平日は職員がいるから把握できるが、休日はなかなか把握できないのではないかと。ここまで一気に拡大するのか。
- ・外部指導者を減らし指導員を増やすというのではないのか。

(吉田委員)

- ・指導員は10人増やしています。県も国も関係してきて、予算も関係しますので、不透明なところはあります。

(磯野中学校長会会長)

- ・これは、今日ここで結論だしますか。

(吉田委員)

- ・ご意見をいただいて検討します。

(三澤副委員長)

- ・外部指導者と指導員の違いの説明をお願いします。

(事務局 藤澤)

- ・外部指導者ですが、船橋市の事業になっております。費用に関しては全て船橋市が負担しています。指導員ですが、国が1/3、県が1/3、船橋市が1/3ずつ費用を負担しています。指導についてですが、指導員については単独で指導ができます。外部指導者については顧問とともにとなっており、顧問がいないと指導できないとなります。そこを、指導員と少し近づけていければということの説明させていただきました。

(三澤副委員長)

- ・その両者は、資格や質的な違いはありますか。

(事務局 藤澤)

- ・資格の条件はありません。ただし、学校からの推薦を受けていることと、一度、保健体育課で面接をしたうえで学校に派遣しています。

(三澤副委員長)

- ・両者ともですか。

(事務局 藤澤)

- ・両者ともです。

(三澤副委員長)

- ・外部指導者と指導員にできることに差があるのですが、中身の違いはあるのですか。

(吉田委員)

- ・外部指導者は、もともと運動部活動で経験のない方が顧問の場合に補助ということでスタートしています。指導員は、会計年度職員になります。教育総務課と保健体育課とその方で面談をすることになります。地域連携、地域移行に向けて次のステップとして、外部指導者の扱いをもう少し指導員に近づけないかと検討したことから、まずは指導者のみでできるということから広げていきたい。休日まで広げてしまいましたが、休日は厳しいのではないかと。平日ならいいのではないかとという話がありましたので、こちらでも検討してまいります。

(村田委員長)

- ・なぜ指導員は、教員がいなのに指導できるということになっているのですか。国、県の要綱に書かれているのですか。外部指導者は、なぜできないと決めたのですか。

三澤副委員長が言ったようにスキルの問題なのか、身分の問題なのか、責任の問題なのか、それが明らかにならないと、指導するとなったときに、スキルの問題ならスキルがないとできないし、身分の問題なら身分を与えないとできないし、という話に繋がりますので、何が違っていて、今何に困っているからこうしたい、こうしたいためにはここが必要です。という議論がないとわからない。

(高橋小中体育連盟会長)

- ・指導員は、教育総務課と保健体育課で一度面接をして、そこで適しているかどうかを判断して、採用となったときに本人に通知して、会計年度任用職員として働いてもらう。外部指導者に関しては、保健体育課の予算で、学校から申請があれば、その方を技術的な補助ということで学校へ派遣している。学校の部活動の指導者として、技術面だけではなくて、教育的配慮ができるなどという内容の面接はしていないので単独での指導はできない。

(三澤副委員長)

- ・身分が違うということですね。一方は会計年度職員で、一方は報償費等でお願いしているのですね。

(村田委員長)

- ・教員の働き方改革や地域移行のことを考えたときに、ここを充実させたいとい発想はその通りかなと思うのですが、身分等のところの論議をあまりやらないで、学校現場だけのことを考えてしまうとリスクがあります。そのためには、今までの制度の違いがどうなっているのか、何をクリアすればできるようになるのかという論点を押さえておいたほうがよい。方向性としては、教員の働き方改革、今後地域移行になった時に、その方が参加する、しないの論議をしていったときには必要になると思う。もう一度丁寧に説明してもらいたい。

(吉田委員)

- ・ありがとうございます。大きく2点、本日、ご意見をいただきましたかったところです。その他で何かありますか。

(磯野中学校長会会長)

- ・資料1について、校長会に見てもらうのはどうですか。管理職の許可のもと活動するので、校長先生たちの意見を聞いた方がよいと思います。

(三澤副委員長)

- ・資料3については、議論をする対象なのか。説明はしていただいたが、どうしたいのかがわからず、参考までという資料でよろしいのでしょうか。

(事務局 藤澤)

- ・小学校のある競技という説明をさせていただきましたが、今後、中学校もどのようなのかがわかりませんが、もしかしたら平日は部活動、休日は地域クラブとい

うことも考えられますので、休日の地域クラブのところを事務局で考えて、提案させていただきますと思います。

(三澤副委員長)

- ・昨日までは部活動だったのに、明日からは休日の地域クラブとなると、場所の問題やお金の問題などの今までの支援がなくなってしまうというのは、今後大きな問題になってくると思います。このギャップをどう埋められるかという議論は引き続き必要だと思います。

(吉田委員)

- ・お話しされたとおりで、考えなければならない問題であり、伝えさせていただきました。

(高委員)

- ・資料Ⅰの休日に保護者がいればできるという考えはどういうことなのか。保護者の位置づけをどう考えているのか。

(事務局 藤澤)

- ・外部指導者1人で、部員が20、30人いた場合、もしケガ等の時の対応として、平日であれば校舎に教員がいますが、休日はいないため、外部指導者に負担がかかってしまうだろうと考え、また保護者間の連絡もスムーズに行えるのではないかと思い記載しましたが、今後、いろいろな方々のご意見を伺いながら検討してまいります。

(山崎スポーツ協会会長)

- ・前回の協議会で、教員の働き方改革は考慮しなくてよいと伺ったが、今も同じでよろしいでしょうか。

(村田委員長)

- ・国は言わなくなったという説明をしましたよね。

(吉田委員)

- ・それが大きな理由というわけではなく、働き方改革のために部活をなくすわけではありません。

(山崎スポーツ協会会長)

- ・教員の働き方改革という言葉が出てきていたので、それを考慮する、しないで内容が変わってくると思うので、はっきりさせてほしいと思います。

(高橋小中体育連盟会長)

- ・いろいろ資料を提示してきたのは、委員長が始めお話しされたように、学校部活動という形を存続させながら船橋もやっていこうというところで、このようにやれば学校部活動が存続できるのではないかという話で、そのためにお金の話であったり、制度のことであったりと提案されたのではないかと。もちろん、そこには働き方改革

ということも入ってはくるだろうけれど、現状として、今の部活動という形を何とか存続できないかという提案ではないだろうか。

(吉田委員)

- ・情報を共有させていただくということと、様々な立場の方からご意見をいただきながら進めていきますが、今回はまとまりのない協議会となりましたが、今後もよろしく願いいたします。
- ・本来であれば委員の皆様からご意見をいただきたいところではありますが、協議会の時間もかなり進んでおりますので、本日出席いただいている向笠様からご意見をいただきたいと思います。

(向笠様)

- ・今年度、葛南教育事務所5市の部活動の地域移行に向けてのコーディネーターということで、それぞれの市から話を伺ったり、情報共有を図った会議に同席させていただいたりしております。葛南地域は生徒数や地域性など同じような条件であり、県では国の施策を自治体に落とし込むということで最初は3年間でという話でした。ただ大きな変化に急に学校、そして子供たちもシフトできないというところもございませう。そういう中で船橋市というのは、長いスパンで状況を見ながら、社会情勢を見定めながら一つ一つ進めていこうと協議会で共通認識を図られたと伺っております。そういう中で、これから歩みだすにあたり、今までにないことがたくさん出てきます。これは全国どこの自治体も同じだと思います。部活動を存続したいと言っている自治体もあれば、どこの課が担当するのか、予算がないから部活ができないという自治体もあります。様々な課題がある中で、共通しているところは、部活動の教育的意義をどのように世の中にいかしていくか。少子化や働き方改革も含めて、世の中がどう変わっても、今まで行ってきた部活動の教育的意義を違う形で落とし込むための方策はないかということを経験した自治体が検討しています。その中に各種団体、スポーツ協会をはじめ、地域人材をどのようにいかしていくかということを経験した自治体もいます。具体的な予算、条例、報酬、身分などどう落とし込んでいくかは各自治体に委ねられている。そういう中で、船橋市の前回の協議会で話し合われている内容は、教員籍から出ている話と行政職の方からの観点が融合して、お互いの思いだけではなくて、実際に何が必要なかを整理して前に進める協議会は、とてもよいモデルであります。今日は非常に難しいところの話だったと思いますが、こういうことがあるからこそ考え方の相違、甘さ、不足な部分というのが明らかになり前に進めるのではないかと思います。今後とも、部活の地域移行、連携から移行へと進めていただければと思います。本日はお声かけいただきありがとうございました。

(吉田委員)

- ・最後に委員長・副委員長から今後の方向性についてご助言をいただければと思います。

(三澤副委員長)

- ・まだまだ話し合わなければならないことがあるかと思いますが、生涯スポーツ課を中心に社会体育の側からやるべきことを一緒に検討していければと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

(牟田副委員長)

- ・会議前に知識を高めたいので、資料は事前にいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

(日高副委員長)

- ・今回、補助金のことと外部指導者のこと、大きく2つのことにご意見聞くことができて、そういう意味ではよい協議会になったかと思います。進め方や事前の説明などについては、次回は修正して進めていければと思います。その都度、様々な課題が出てくるかと思いますが、ご意見いただきながら一つ一つ進めていければと思っています。ありがとうございました。

(村田委員長)

- ・議論がいろいろな方向に行きました。やはり情報が足りない。委員の中で共通になっていないので、船橋市が置かれている立ち位置、近隣の市で起こっていることなど、まず情報をきちんと共有して、その情報に基づいて、何が問題点で、それを解決するためにはこういう方策があってという手順を踏んだ方が、多業種、多分野の方たちで構成されている協議会ですので、情報を共有して、問題点を共有して、解決方法を共有してという段階で進めた方がよいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

(吉田委員)

- ・ありがとうございました。いただきましたご意見、アドバイスをもとに事務局で対応したいと思います。

9 資料・特記事項

(1) 資料

- ①令和6年度 船橋市運動・文化部活動（学校向け） 資料1
- ②教員の意識調査、船橋市小中学校運動部活動外部指導者派遣事業実施要項 資料1-2
- ③船橋市スタイルの学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 資料2
- ④船橋市対外行事児童派遣費補助金交付要綱 資料2-2
- ⑤船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱 資料2-3

⑥船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱 資料2-4

⑦船橋市中学校文化クラブ対外行事参加費補助金交付要綱 資料2-5

⑧学校部活動の現状 資料3

(2) 特記事項

今回は、令和6年度の開催予定です。開催場所等は、後日お知らせします。

10 問い合わせ先

船橋市教育委員会学校教育部保健体育課

電話 047-436-2873